

あかあか

- 2面 信託法が生まれ変わりました
- 3面 「法の日」週間記念行事を開催します!//赤れんが秋まつりを開催します!//ハンセン病に関する「シンポジウム」を開催
- 4面 「法テラス」業務開始1周年



http://www.moj.go.jp/k/index.html

2007 October Vol.20

法務省大臣官房
秘書課広報室
Tel:03-3580-4111(代)

● 法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。
<http://www.moj.go.jp/>

新しい入国審査手続 がスタートします! (個人識別情報の提供義務化)



1 はじめに

平成18年5月24日に入出国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が公布され、本年11月23日までに施行される予定です。この法律では、テロの未然防止のための規定の整備が行われ、その一環として、入国審査時に個人識別情報を利用した審査が実施されることになりました。

この新しい入国審査手続では、入国申請時に指紋及び顔写真の提供を行い、その後、入国審査官の審査を受けることとなります。個人識別情報の提供が義務付けられている外国人が、指紋又は顔写真の提供を拒否した場合は、日本への入国は許可されず、日本からの退去を命じられます。

2 対象者について

次の免除者を除き、日本に入国する外国人のほぼすべてが対象となります。

- ① 特別永住者
- ② 16歳未満の者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格に該当する活動を行おうとする者

- ④ 国の行政機関の長が招へいする者
- ⑤ ③又は④に準ずる者として法務省令で定めるもの

3 新しい入国審査手続

- ① 入国審査官に旅券、入出国記録カード(EDカード)等を提出していただきます。
- ② 入国審査官から案内を受けた後、原則、両手の人差し指を指紋読取機器の上に置き、電磁的に指紋情報を読み取らせていただきます。
- ③ 指紋読取機器の上部にあるカメラで顔写真の撮影を行います。
- ④ 入国審査官からインタビュー(質問)を受けます。
- ⑤ 入国審査官から旅券等を受け取り、審査は終了します。

4 Q & A



Q1 どうして入国審査のときに指紋、顔写真を提供しなければならぬのですか?

A1 指紋及び顔写真という個人識別情報を利用して、別人の旅券を使っている人やテロリスト等の要注意人物を見つけること

とが可能となり、テロの未然防止に役立つからです。

Q2 両手人差し指の指紋を提供できないときは?

A2 人差し指が欠損していることその他の理由により、提供することが困難である場合には、法務省令で定める順番により、別の指の指紋の提供を受けることとなりますので、その際には入国審査官に申し出て、その指示に従ってください。

Q3 指紋及び顔写真を提供しなかった場合、どのような措置がとられるのですか?

A3 入国審査官は、その外国人が免除対象者であるか否かについて慎重に審査しますが、外国人が免除対象者でないにも関わらず指紋等の個人識別情報を提供しない場合には、入国は認められません。日本からの退去が命じられます。

Q4 外国人から提供された個人識別情報の保護はどのように行われるのですか?

A4 提供された個人識別情報(指紋及び顔写真)は重要な個人情報ですので、個人情報保護の基本法である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に従って適正に取り扱います。また、情報セキュリティの面でも、万全の措置を講ずることとしています。

5 お知らせ



法務省入国管理局では、新しい入国審査手続についてみなさまにより広くお知らせするため、広報ビデオやリーフレットを作成しています。法務省及び入国管理局のホームページ等にも掲載していますので、是非ご覧ください。

● 法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/> (ビデオ、リーフレット)

● 入国管理局ホームページ
<http://www.immi-moj.go.jp/> (ビデオ、リーフレット)

● 政府インターネットテレビの海外向け広報チャンネル
[Cool Japan] (61ch) (英、中、韓)
<http://nettv.gov-online.go.jp/channel.html?c=61> (ビデオ)

新しい入国審査の流れ



● 指紋情報の読み取り

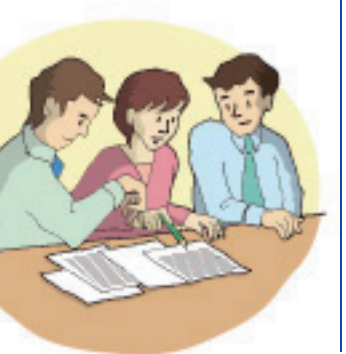


● 写真撮影



● 入国審査官からのインタビュー(質問)

平成20年4月から一部の登記所において登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)を民間委託します。



Q1 「市場化テスト(民間競争入札)」とは何ですか?

A1 市場化テスト(民間競争入札)とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)に基づき、民間委託の対象とされた公共サービスについて、民間事業者の間において、当該公共サービスを実施する者を決定するために実施する入札のことを指します。これは、公共サービスについては、民間が担うことができるものは民間にゆだね、民間の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現しようとするものです。

Q2 どのような事務を民間業者に委託するのですか?

A2 登記所が行っている事務のうち、登記簿等の公開に関する事務、例えば、登記事項証明書、印鑑証明書、地図の写し等の交付に係る事務や登記簿、地図等の閲覧に係る事務(以下、乙号事務とします。)を民間業者に委託します。

Q3 民間委託後は、登記所の窓口はどのように変わるのですか?

A3 乙号事務の窓口における対応は、民間事業者が行い、それ以外の所有権移転登記や抵当権設定登記等の登記申請に係る事務及びその窓口における対応

は、これまでどおり法務局の職員が行うこととなります。

Q4 どの登記所について民間委託のための入札が実施されるのですか?

A4 平成19年度に行う民間競争入札の対象とする登記所は、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、高松の各法務局の本局及び函館、福島、水戸、宇都宮、横浜、静岡、甲府、新潟、岐阜、京都、神戸、岡山、高知、宮崎の各地方法務局の本局、合計22か所です。

Q5 今回予定されている入札はどこで行われるのですか?また、契約期間はどのくらいですか?

A5 それぞれの法務局又は地方法務局ごとに入札を行います。また、今回の契約期間は、平成20年4月から平成23年3月までの3年間になります。

Q6 今回民間委託の対象とされていない登記所の窓口は、どのようになるのですか?

A6 これまでどおり法務局の職員等が乙号事務を行います。なお、これらの登記所においても、平成20年度以降地図情報システムの全国展開にあわせて、順次市場化テスト(民間競争入札)を実施していく予定です。

裁判員制度広報「総務部総務課 山口六平太 裁判員プロジェクトはじめます!」●お答えします「債権回収会社」について●人・顔スポットライト「教諭師」

信託法が生まれ変わりました

新信託法が、平成19年9月30日から施行されました。

大正11年に制定されて以来、実質的な改正がされてこなかった信託法が、約80年ぶりに全面改正され、読む人が分かりやすい、使う人が使いやすい法律となりました。

これにより、信託法は、生まれ変わったのです。

信託とはどのような制度ですか?

信託とは、委託者が受託者に対して財産の移転その他の処分をし、信託目的に従って、受託者が受益者のために信託財産の管理、処分をすることをいいます。

例えば、委託者が所有する土地を受託者に信託し、受託者がその土地上にテナントビルを建設・管理し、賃料収入を受益者に交付する、という形で用いられます。

なぜ、信託法制の見直しをしたのですか?

旧信託法は、80年以上にわたって実質的な改正がされないうままでした。この間の社会・経済活動の多様化に伴い、各方面で信託の利用が進み、旧信託法が制定された当時には想定されていなかった形態での信託の活用も図られるようになってきました。そこで、このような変化

に十分に対応するため、旧信託法を見直すことが必要となったのです。

信託法はどのように改正されたのですか?

旧信託法は、カタカナ表記で、公益信託の規定も含めて75条のみでしたが、新信託法は、現代語化され、条文も271条に増えました。

信託法の主な改正点は、①受託者の義務を合理化したこと、②受益者の権利行使をより実効性があるものとしたこと、③新たな信託類型を創設したことにあります。

新たに創設された信託類型とはどのようなものですか?

- ① 自己信託
新信託法では、委託者が自ら受託者となること(自己信託)が可能になりました。ただし、自己信託は施行から1年間は利用できないことになっています。
- ② 受益権の有価証券化
新信託法では、信託財産から生まれた利益を受け取る権利(受益権)を有価証券にすることが可能になりました。
- ③ 受益者の定めのない信託
旧信託法では、受益者の定めのない信託は、公益目的のものに限定して許容されていました。新信託法では、公益目的のものに限られませんが、ただし、現在のところ、受託者となることのできる者に制限があります。



裁判員制度広報

くじで選ばれた国民のみならず、裁判員にとともに刑事裁判に参加する裁判員制度。スタートまで1年半となりま

裁判員プロジェクトはじめます!

総務部総務課 山口六平太

この度、法務省は、国民のみならず、国民のみなさんに楽しんで知っていただき、さまざまな疑問や不安を自然に解消していただけるよう、裁判員制度広報用アニメーションビデオを製作しました。タイトルは、「総務部総務課 山口六平太 裁判員プロジェクトはじめます!」

コミック誌に20年にわたり連載されている人気キャラクター「山口六平太」が、今回は、「裁判員プロジェクト」に取り組みます。六平太は自動車メーカーの総務部総務課に所属する総務マン。見た目は今ひとつですが、実は社内のトラブルから社長の相談相手まで何でもこなす頼りになる男です。そんな六平太とともに働く総務課の面々に奮闘します。

「あらすじ」
裁判員制度の開始を翌年に控えた2008年の初冬。裁判員の候補者名簿に名前が載った人々に通知が出された。通知を受け取った人々の

中になんと六平太の上司、悪口・陰口が大得意の有馬係長の姿があった。社内には、この通知を受け取った社員が有馬係長のほかにも多数いたことから、総務課は、裁判員に選ばれた社員をサポートするための「裁判員プロジェクト」の立ち上げを社長から命じられる。六平太たちは裁判を学びながら、サポート策作りを精を出す。そんな中、有馬は裁判員候補者として裁判所に行くことに…。「小生は裁判所なんてイヤだ!」と動揺しまくる有馬が逃げ出さないよう一計を案じる六平太。果たして総務課はプロジェクトを無事完了できるのか?そして裁判員として法廷に臨んだ有馬はどうなる!?



●裁判員プロジェクトはじめます! DVDジャケット

六平太のほんわかした雰囲気、裁判員制度に興味のある方や六平太ファンの方はもちろん、どなたにも楽しんで見ていただける内容です(字幕・副音声対応)。お気軽に法務省裁判員制度啓発推進室又は最寄りの検察庁まで、お問い合わせください。

れんが博士のQ&Aコーナー お答えします

今回の質問は? 「債権回収会社」について

Q 債権回収会社って何ですか?

A 例えば、ある会社が銀行からお金を借りたとします。しかし、その後会社の経営状態が悪くなってそのお金が返せなくなり、貸した銀行としても困った状態になる場合があります。このようなときに、銀行から委託を受けるなどして、銀行の代わりにそのお金を回収する会社が「債権回収会社」(通称「サービサー」)です。

Q 会社が借金の回収をしてくれるのですか?

A 従来は、債権回収を業として行えるのは弁護士に限られていましたが、金融機関の膨大な不良債権を処理するために、「債権管理回収業に関する特別措置法」という法律ができて、法務大臣の許可を受ければ、民間会社でもそれができるようになったのです。なお、債権回収と言えば、暴力団などによる過酷な取立てを連想するかもしれませんが、このような団体に営業を許可することはありません。

Q 厳しい取立てが行われる心配はないのですか?

A サービサーには、例えば、大きな声を出して相手を脅したりするなど、多くのやってはいけない行為があり、これに違反した場合には、許可の取消しなどの厳しい処分を受けることになります。また、法務省では、定期的に立入検査を行うなどして、サービサーがそのような行為を行わないように、指導・監督を行っています。

人・顔スポットライト

きょうかい 教諭師



やまだ よしとし 山田義俊さん

愛光女子学園教諭師 府中刑務所教諭師

ね」といわれた時にやりがいを感じます。

国民のみなさんに対するメッセージ

私どもの活動は主に施設内であり、国民のみなさんの目に直接触れることのない地味な仕事ですが、

教諭師のやりがい

宗教教諭を受けた者が更生し社会人としての道を地道に歩んでいることを聞かされた時や、「前回のお話よく覚えています。忘れませんから



少年院にご縁をいただいた35年近くになります。以前は「お彼岸、お盆、花まつり、お慈悲、おしやかさま」等の仏教用語にあまり抵抗、違和感もなく説明も不要でした。ところが、今や死語に近く、「から説明を要する苦勞もあります。反面先入観がないだけに受入れも容易なようです。今後も試行錯誤あるのみです。

仕事をすることで、嬉しかったこと、苦勞したこと

全国約1900名の宗教家がボランティアとして改善生のために奉仕をしておりますので、ご支援をお願いします。

法の日関連

イベント情報

「法の日」週間 記念行事を 開催します！



第48回
「法の日」週間
記念行事開催！
2007年
10月1日(月)
午後6時30分
新宿
明治安田生命ホール

本年10月1日(月)午後6時30分から、東京都新宿区の新宿明治安田生命ホールにおいて、第48回「法の日」週間記念行事を開催します。

このイベントでは、平成21年5月までに始まる裁判員制度をテーマに取り上げます。

ご来場の方々に楽しみながら裁判員制度への理解を深めていただき、制度に対する不安や疑問も一挙に解決していただければ、楽しく、ためになるイベントです。

イベントでは、コミック誌で連載中の人気キャラクター「総務部総務課 山口六平太」を起用した裁判員制度広報用アニメ「総務部総務課 山口六平太 裁判員プロジェクトはじめます！」を上映します。楽しみながら制度について知ってもらったり、さまざまな疑問や不安を自然に解消していただきます。

また、どのようにして裁判員が選ばれるのかについて、ご理解いただけるよう裁判員の選任手続についての解説も行う予定です。

そして、昨年は俳優の榎木孝明さんにご出演いただきましたが、今年はタレントの高樹千佳子さんを始め、数名の登壇者をお招きしてシンポジウムを行うなど、色々なイベントを計画しています。

裁判員制度に対する理解を深め、自然と「裁判員制度に参加したい」と言っていただけのような楽しく充実したイベントですので、制度に対する不安や疑問をお持ちの方も、ぜひ、この機会にイベントに参加してみたいかがでしょうか。たくさんの方のご来場をお待ちしています。

また、第48回「法の日」週間記念行事をオープニングイベントとして、10月1日から7日までの「法の日」週間を中心に、各地の裁判所、検察庁及び弁護士会が連携・協力して、全国各地で裁判員制度にちなんだイベントを実施します。

各地で模擬裁判などさまざまなイベントを実施しますので、今後、各検察庁のホームページにご注目ください。各地のイベントへのみなさまの参加もお待ちしております。

赤れんが秋まつり 「みんなで奏でる司法のハーモニー」を開催します！

「みんなで奏でる司法のハーモニー」をテーマに、本年10月6日(土)、法務省と検察庁(東京都千代田区霞が関1丁目1番1号中央合同庁舎6号館)の一部を一般に開放し、「赤れんが秋まつり」を開催します。「法の日」にちなみ、裁判員制度を中心とする司法制度改革や法務行政を、みなさんに楽しみながら知ってもらえるようさまざまなイベントを行うもので、今回で3回目になります。

今回の目玉として、落語家の三遊亭圓橘さんが「赤れんが寄席」の高座に上がり、オリジナルの新作落語「裁判員落語」を演じてくれます。もうひとつの演目「江戸の裁判―三方一両損」は、法務省敷地(大岡屋敷の石灯籠あり)に縁のある大岡越前守の斬りです。また前回、玄人はだしの演技が大評判となった模擬裁判「みんなで判決」も再び開演します。

漫画家やなせたかしさんが開く「世界をしあわせに」ファミリコンサートには、子どもに大人気の「アンパンマン」や「ぼいきんまん」たちもやって来ます。但木敬一検事総長は、「検事総長と語ろう会」で、ヴォーカリスト鈴木重子さんを相手に、日本の法文化や司法参加をテーマにわかりやすく語ります。

第1回から連続出演している鈴木重子さんは、新たに「OTOSOBI音あそび」のみなさんと楽しいコンサートを開きます。多くの固定ファンがいる警視庁音楽隊の演奏もあります。



このほか刑務所の食事体験や模擬倉庫の展示、コンピュータ性格検査、検察庁の模擬取調室の公開など、楽しく面白い催しが盛りだくさんです。

イベント等の詳細は、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)に掲載しています。入場無料ですので、お気軽にご来場ください。

※駐車場はございませんので、車での来場はご遠慮ください。

ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を鹿児島で開催

法務省は、全国人権擁護委員連合会などと共に本年7月31日(火)に鹿児島市で、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を開催しました。



今回の行事は、ハンセン病患者・回復者の方々等に対する偏見・差別の解消を目指すために、小・中学生の時期にハンセン病を正しく理解してもらおうと、「医学から見たハンセン病」、「歴史から学ぶハンセン病」、「ハンセン病患者・回復者の人権回復」等について、親子で共に考えてもらうことを目的として開催したもので、シンポジウム、ファミリコンサート及びハンセン病に関する啓発アニメーションビデオ「未来への虹―ぼくのおじさんは、ハンセン病―」の上

自動車運転過失致死傷罪が 新設されました。

刑法が改正され、自動車を運転して死傷事故を起こした運転者に対する自動車運転過失致死傷罪(第211条第2項)が新設されるとともに、これまで四輪以上の自動車の運転者が処罰の対象とされていた危険運転致死傷罪(第208条の2)について、自動二輪車や原動機付自転車の運転者も同罪の対象となりました。

この改正は、**本年6月12日から施行されています。**

- Q どうして法改正が必要だったのですか?
A 飲酒運転中などの悪質・危険な運転行為によるものや、多数の死傷者が出るなどの重大な結果を生じる交通事故が少なからず起きており、そうした事故について、事案の実態に即した適正な科刑を可能とするためには刑法の改正が必要と考えられたことによるものです。
- Q 自動車運転過失致死傷罪の法定刑を教えてください。
A 新設された自動車運転過失致死傷罪の法定刑は、7年以下の懲役又は禁錮若しくは100万円以下の罰金です。
- Q 自動車運転過失致死傷罪の対象に二輪車は含まれるのですか?
A 今回改正された危険運転致死傷罪と同様、四輪以上の自動車のほか、自動二輪車、原動機付自転車も対象になります。
- Q 飲酒運転中に交通事故を起こすとどうなるのですか?
A 飲酒運転中に運転者の過失により交通事故を起こして人を死傷させた場合には、自動車運転過失致死傷罪のほかに、道路交通法違反の罪(酒酔い運転又は酒気帯び運転の罪)が成立し、より重く処罰され得ることになります。また、アルコールの影響で正常な運転が困難な状態であった場合には、危険運転致死傷罪が成立し、更に重く処罰され得ることになります。

映の三部構成で行いました。

第一部のシンポジウムでは、国立療養所星塚敬愛園園長及び同人所者自治会長による基調講演と、中学生4名をパネリストとするパネルディスカッションが行われました。

基調講演では、入所者自治会長の方から、長い隔離政策により、療養所を終わるすまかにせざるを得なかったこと、療養所では人としての尊厳がなく、血と涙のにじむ生活であったことが語られるとともに、世の中にはハンセン病問題に限らず、さまざまな差別があり、そのことに気付いてもらいたいと呼び掛けました。

続くパネルディスカッションでは、ハンセン病について学び、国立ハンセン病療養所星塚敬愛園の入所者の方々と交流した中学生4名がパネリストを務め、



●パネルディスカッション

「ハンセン病について聞いたことがあるだけで詳しいことは何も知らなかった」が、療養所の入所者の方々と実際に交流し、ハンセン病の歴史、施設内の生活、差別や偏見に苦しんだ体験談等を聞くことにより、「自由生きる権利を奪われた人たちが、こんなに身近にいたことにショックを受けた」、「入所者の方々の残された人生を大切にしていかななくてはならない」、「ハンセン病の悲しい歴史が二度と繰り返されない世の中をつくらなければならない」との一人の努めだと思ふ」などの発表がありました。

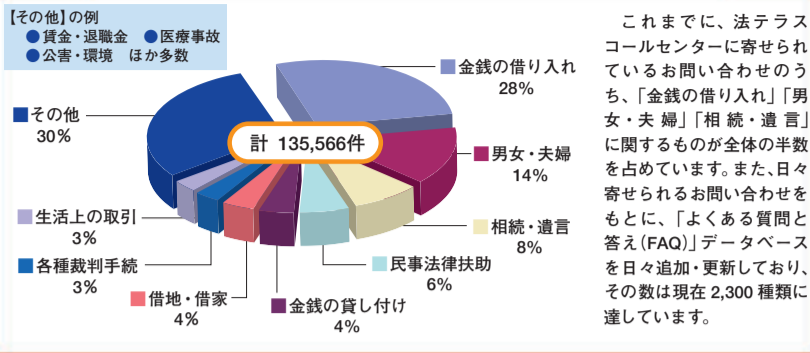
また、参加者からの「ハンセン病問題について、誰にでもできることは何か」という質問に対して、パネリストの中学生からは、「一人一人がハンセン病に関心をもって、療養所を訪問し、入所者の方々と交流する」、「自分も差別や偏見を受けたら、どう思うのかについて考える」という回答がありました。

会場に来ていただいたみなさんには、パネリストの中学生たちの言葉によって、ハンセン病の問題を身近なこととして感じてもらおうとともに、親子でハンセン病や人権問題について話し合うよいきっかけになったのではないのでしょうか。



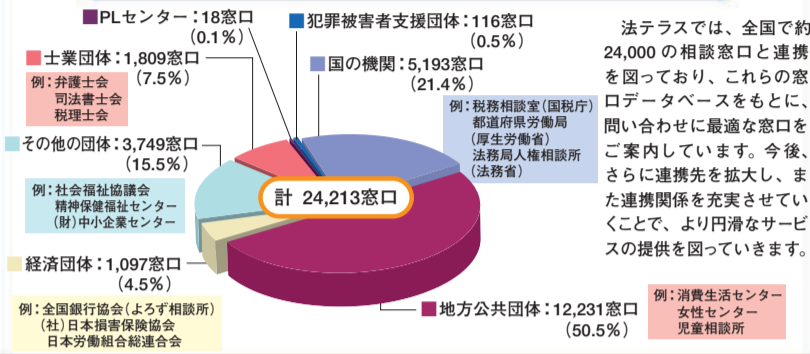
●ファミリーコンサート

業務概況① コールセンターへの問い合わせ内容 (平成18年10月～平成19年5月)



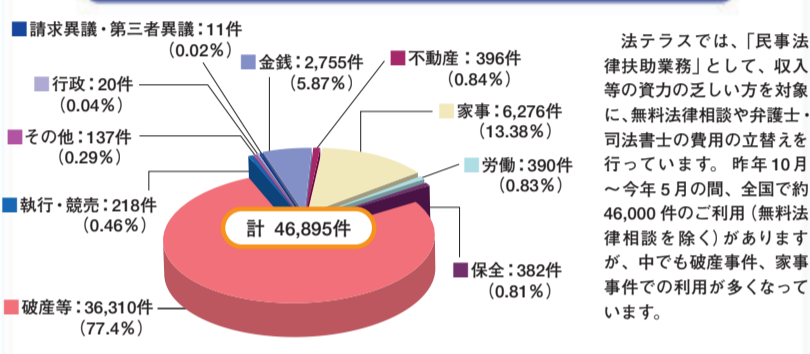
これまでに、法テラスコールセンターに寄せられているお問い合わせのうち、「金銭の借り入れ」「男女・夫婦」「相続・遺言」に関するものが全体の半数を占めています。また、日々寄せられるお問い合わせをもとに、「よくある質問と答え(FAQ)」データベースを日々追加・更新しており、その数は現在 2,300 種類に達しています。

業務概況② 連携先相談窓口 (平成19年5月現在)



法テラスでは、全国で約 24,000 の相談窓口と連携を図っており、これらの窓口データベースをもとに、問い合わせに最適な窓口をご案内しています。今後、さらに連携先を拡大し、また連携関係を充実させていくことで、より円滑なサービスの提供を図っていきます。

業務概況③ 民事法律扶助事件別実績 (平成18年10月～平成19年5月)



法テラスでは、「民事法律扶助業務」として、収入等の資力の乏しい方を対象に、無料法律相談や弁護士・司法書士の費用の立替えを行っています。昨年10月～今年5月の間、全国で約 46,000 件のご利用(無料法律相談を除く)がありますが、中でも破産事件、家事事件での利用が多くなっています。

「法テラス」業務開始1周年

日本司法支援センター(愛称:法テラス)は、本年10月2日に業務開始1周年を迎えます。日本司法支援センターでは、①情報提供業務、②民事法律扶助業務、③国選弁護人連業務、④司法過疎対策業務、⑤犯罪被害者支援業務、⑥関係機関・団体との連携の確保・強化の6つを主な業務として取り組んでいます。本号では、法テラス・コールセンターに寄せられたお問い合わせの例を交えながら、情報提供業務について紹介します。

法的トラブル解決の第一歩は
おなやみなし
0570-078374から

「お電話ありがとうございます。法テラス・コールセンターでございます。本日はどのようなお問い合わせでしょうか?」
「借金のことなんです。借りてしまつて、利息の支払いだけでも大変なんです。できれば専門の方に相談したいんですが、この電話で聞いてもらえますでしょうか?」

「コールセンターでは、トラブルの解決に最適な相談窓口や法制度の情報をご案内しています。お問い合わせいただいたケースでは、弁護士や司法書士による法律相談を受けられることをお勧めします。住まいのお近くの法律相談窓口を紹介いたしますがよろしいでしょうか?」

「実は、夫と二人で年金だけの生活なんです。弁護士さんにお願ひするとお金がかかるので聞いたのですが、お支払いする余裕なんてないんです。あきらめるしかないのでしょうか?」

「経済的に困りの方には、法テラスで無料法律相談を行い、弁護士費用などをお立て替えするという民事法律扶助制度がございます。お立て替えした費用は、毎月1万円程度ずつ分割で返済していただくこととなります。ただし、この制度を利用するには、収入などの一定の要件を満たすことが必要です。民事法律扶助制度の利用を希望されますか?」

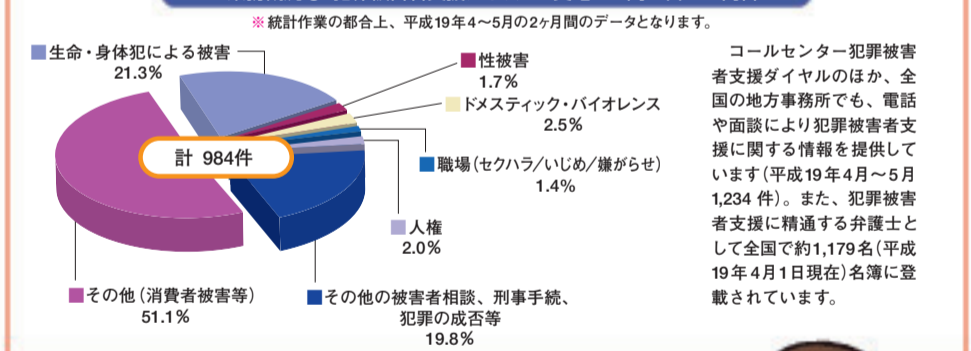
「是非お願ひします。」

犯罪被害にあわれた方は
おなやみなし
0570-079714まで

法テラス・コールセンターでは、犯罪被害者支援の知識・経験を持った担当者がお電話をお受けする犯罪被害者支援ダイヤルを設けています。ここでは、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対して、お受けになった損害・苦痛の軽減・回復を図るための制度や犯罪被害者支援関係機関・団体をご案内してまいります。さらに、必要に応じて、犯罪被害者支援に精通する弁護士の紹介を行っています。

目下的問題が法的トラブルかどうか分からない方、犯罪被害にあつて一人で悩んでいる方、そんな方々が法テラスで解決のきっかけを見つめられるよう、今後もさらなるサービスの充実をめざしていきます。

業務概況④ 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容



コールセンター犯罪被害者支援ダイヤルのほか、全国の地方事務所でも、電話や面談により犯罪被害者支援に関する情報を提供しています(平成19年4月～5月1,234件)。また、犯罪被害者支援に精通する弁護士として全国で約1,179名(平成19年4月1日現在)名簿に登録されています。

インフォメーション Information

★公証週間(10月1日～7日)
日本公証人連合会が法務省後援の下に、毎年10月1日から7日までの1週間を「公証週間」として定め、公証制度の普及のため、全国の公証人及び公証役場において各種行事や法律相談等を実施しています。

★平成19年度人権啓発フェスティバル(和歌山会場)が開催されます
講演会、人権啓発資料展やシンポジウムのほか、コンサート、映画上映会、物産展など盛りだくさんの催物を通じて、来場者の方々に人権を身近なものとして考えていただくイベントです。
(日 時) 平成19年11月17日(土)、18日(日)
(場 所) 和歌山県和歌山市(和歌山ビッグホール・和歌山ビッグ愛)
(主 催) 法務省、文部科学省、和歌山県、全国人権擁護委員連合会、(財)人権教育啓発推進センター ほか

★犯罪被害者週間のお知らせ
11月25日(日)から12月1日(土)までの1週間は、犯罪被害者週間です。犯罪被害者週間は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の苦悩又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的として実施されるものです。
第2回目となる今年も、以下の日程で、「犯罪被害者週間」国民のつどいが開催されるほか、各地で同週間にちなんだイベントが開催される予定です。
●11月25日(日) 熊本大会 ●11月26日(月) 茨城大会
●11月27日(火) 愛知大会 ●11月29日(木) 北海道大会
●12月1日(土) 中央大会(東京)
詳しくは、内閣府ホームページhttp://www.cao.go.jpをご覧ください。

★第59回人権週間
国連は、昭和23年の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などにこれを記念する行事を実施するように呼び掛けています。
我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、関係諸機関の協力の下に、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼び掛ける啓発活動を展開しており、59回目を迎える今回も全国でさまざまな啓発活動を予定しています。
(日 時) 平成19年12月4日(火)～10日(月)まで
(主 催) 法務省、全国人権擁護委員連合会

★法テラス業務開始1周年記念イベント開催

～法テラスのサービスをもっと多くの方へ～
昨年10月の業務開始以降、法テラスには、法的トラブルでお悩みの方々から、日々、たくさんのお問い合わせをいただいています。そして、法テラスでは、法テラスのサービスをもっと多くの方に利用していただけるよう、本年10月、業務開始から1周年を迎えることを記念して、全国各地に臨時的相談所を開設し、弁護士・司法書士による無料法律相談を行います。
なお、相談は、事前予約制となります。また、臨時相談所の設置場所・日時及び予約連絡先等の詳細については、法テラスホームページ(http://www.houterasu.or.jp)にてご確認ください。
法的トラブルでお困りの方、ちょっと気がかりな問題を抱えている方は、是非ご利用ください。
※ 無料法律相談は経済的に余裕のない方を対象としておりますので、予約の申込みを受け付ける際に、相談内容及び収入等をお伺いさせていただきます。なお、刑事事件に関するご相談は対象となりません。
業務開始1周年記念イベントの詳細は、ホームページにてご案内しています!
<http://www.houterasu.or.jp>

★「法務省における法令適用事前確認手続」を一部改正しました
詳しくは、法務省ホームページhttp://www.moj.go.jp/をご覧ください。

日本司法支援センター
法テラスへのアクセス方法

■ 法的トラブル解決のための情報は
おなやみなし
☎ 0570-078374

■ 犯罪被害に関する相談は
なくことないよ
☎ 0570-079714
(いずれも平日9時～21時 土曜日9時～17時)

■ 最寄りの法テラス事務所はHPにてご確認ください。
(事務所開設時間:9時～17時)
<http://www.houterasu.or.jp>

法テラスのホームページでは、法的トラブル解決のための情報検索サービス(「よくある質問と答え」「相談窓口」の検索)を提供しているほか、電子メールによるお問い合わせも受け付けています。

